

## 障害者用駐車場の利用実態

前号で障害者用駐車場の利用に関する内閣府と熊本県民のアンケート調査の結果を報告した。その報告では、肢体不自由の障害当事者から駐車場が利用できないという苦情が高い割合であげられ、また一般の人々の意識はその利用において様々な意見がみられた。

では、実際に障害者用駐車場を利用する車いす使用者のドライバーはどのように思っているのだろうか、みてみたい。車いす使用者の当事者団体として全国脊髄損傷者連合会がある。その団体に所属する車いす使用者のドライバー 847 名を対象として 2002 年（平成 14）にアンケート調査を実施している（西館有紗「障害者用駐車スペースに関する啓発教育の必要性と問題点：有効な啓発教育の内容を考えるために」日本教育心理学会総会発表論文集、2002 年）。その調査結果によると、車いすのドライバーにとって障害者用駐車場の利用ニーズは非常に高い数値が示されているが、その多くが駐車場を円滑に利用できない実態が明らかになっている。そのなかで、車いすのドライバーが駐車場で困った経験事例として「一般車の駐車」、「パイロン等が置かれている」、「障害者用の駐車スペース数が少ない」、「幅が狭い」などをあげている。その困難事例に対して当事者の対応は次の通りである。

## ① 一般車が駐車している場合

他の一般駐車スペースを利用する、あるいは路上に駐車する例が多く見られる。なかには目的施設の利用をあきらめるといった意見もある。しかし、一般の駐車スペースを利用する際の問題点として、車いすの出し入れに幅を必要とするため、隣に他の車が停められないかに気を使うとのことである。

## ② パイロン等が置かれている場合

施設の従業員等に頼んで移動してもらおう。少数ではあるがパイロンを自分で移動して利用するとの回答もみられる。パイロン等が置かれている目的は不正利用の防止にあるが、付近にはほとんど係員がいない。車いすのドライバーにはかなりのバリアであり、利用への妨げになっている。

## ③ 駐車スペースが狭い場合

法律に規定されている駐車スペースが確保されていないケースもみられ、その際は 2 台分のスペースを使って駐車する。

上記以外に、トラブルを経験した他の事例として「一般のドライバーに注意したら、殴られた。」「おまえだけのスペースではない。」「空いていれば誰が停めてもよい。規則はないのだから文句を言うなと怒鳴られた。」等がある。この調査結果から、不正防止のための効果的対策が必要なことと、駐車場の利用しにくい構造上の改善が必要であることが明らかである。

また、障害者用駐車スペースに障害のない者が利用するケースで、なぜそこに車を停めるのかを 2005 年にも調査が行われている（西館有紗「障害者用駐車スペースの適正利用促進のための課題の明確化」国際交通安全学会誌 Vol.29、2005 年）。それによると、「不正利用に対する抵抗感が低い。」「建物の入り口にできるだけ近い場所に駐車したい。」という心理がみられる。また「不正利用に対する罰則制度がない。」ことが不正駐車の実態として示されている。適正利用には、障害者用駐車場に関する適切な認識を

もち、かつ停めてはいけないという意識が身に付くように、小さい頃からのモラル教育の重要性を指摘している。

## 新聞記事での扱い

福祉のまちづくりの各種法律によって、不特定多数が利用する施設には障害者用駐車場を設置することが義務付けられている。しかし実際には、前述するように設置された施設がそこを一番必要とする当事者が利用できない状況が存在している。駐車場の問題は今や社会問題化しているといえる。次は新聞記事から障害者用駐車場に関する記事を取り上げたい。

障害者用駐車場に関する新聞記事（筆者の調査した分より）。

『北日本新聞』2008.7.28「必要ない人が占拠、県内障害者用駐車場」

『山陽新聞』2008.11.25「身障者用駐車場の不正利用防止」

『徳島新聞』2009.2.26「優先駐車スペース利用証、障害者らに交付」

『読売新聞』2009.2.22「障害者用駐車場に公用車」

『紀伊日報』2009.4.7「障害者駐車スペース占拠」

『宇部日報』2010.8.2「障害者等“専用駐車場”宇部は民間 28 施設協力」

『福井新聞』2012.12.28「身障者駐車場の不正利用に一手“コイン式”導入」

『読売新聞』2012.2.19「障害者専用駐車場に利用証制度」

『大分新聞』2013.3.14「障害者・妊婦ら専用駐車場パークプレイス」

『毎日新聞』2013.5.28「わかる？ パーミット制度：登録者限定の身障者用駐車場」

上記の新聞記事のなかから、問題処理に関する具体的事例を紹介する。

## 【障害者専用駐車場に利用証制度（静岡）】

（『読売新聞』2012 年 2 月 19 日 / 原文記事より抜粋）

スーパーや公共施設などに設けられている障害のある人や高齢者ら専用の駐車場に、一般車が駐車するケースが後を絶たない。県は昨年 1 月から藤枝、焼津市内で試験的に「利用証」を発行してマナー違反を減らそうとしており、2012 年度は全県拡大に向けた本格的な準備に入る。予算は広報啓発や事務費などに 740 万円。

両市内で使われている利用証は縦 27 センチ、横 14.4 センチ。駐車する際にルームミラーにぶら下げたり、ダッシュボードの上に置いたりして外から見えるようにする。施設側にも協力を求め、地元の「車いすマーク」だけでなくプレートを提示し、専用駐車場であることを強調している。「専用駐車場であることを強く意識してもらい、不適正駐車を抑制するのが狙い」（県地域福祉課）という。

県地域福祉課の担当者は「そもそも“障害のある人専用”という意味を理解してもらう必要がある。利用証制度をどう周知していくかも課題」と話す。

利用証は多くの人に交付されているため、重度の障害を持つ人から「利用証があっても駐車できない」という苦言もあるという。ただ、国土交通省は 10 年度に出した調査報告書で「比較的低コスト、緩やかな制度で、不適正利用を防止する仕組みとして一定の評価ができる」と結論付けている。徹底が難しいマナーの問題だけに、地道な努力が求められている。

障害者用駐車場の問題は今や全国的規模で各地に生起している。利用者個人で対応できる問題ではなく、福祉のまちづくりを進める上で早急に解決しなければならない社会的課題である。